

宜野湾市立宜野湾小学校『いじめ防止』基本方針

宜野湾市立 宜野湾小学校

I 目的

本基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条及び宜野湾市いじめ防止基本方針に則り、宜野湾市立宜野湾小学校に通う児童に対するいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにし、すべての児童が、安心して充実した学校生活を送ることができる学習環境を築くことを目的とし策定した。

II いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
宜野湾市いじめ防止基本方針 p 4（いじめ防止対策推進法第2条より）



いじめの定義を端的に言うと・・・

「いじめの定義」を保護者に説明する場合

いじめには、2種類のいじめがある。1つ目は、児童生徒が、一定の人間関係のある者から、叩かれたり蹴られたりするなど、直接、体にダメージを与えるいじめである。

2つ目は、ひやかしやかからかい、悪口や脅し文句などの言葉によるもの、「仲間はずれ、集団による無視」のほか、スマホのライン機能など、インターネットを通じて行われる誹謗中傷や屈辱感を与える静止画・動画を不特定多数に送信すること等、心にダメージを与えるいじめである。

III イジメ防止のための取り組み

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取り組みとし、日々の充実した学習の中で、子ども達の心と感性を育み、併せて、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを大切にする。

2. 教職員による指導について

- ◇校内研修の実施と情報共有の場の設定及び児童への指導の徹底
- ◇いじめを許さない体制の確立と児童への周知
- ◇児童と関わる時間と場の設定
- ◇いじめのサインの共通理解
- ◇日常的な「分かる授業」の実践
- ◇教員による自身の指導の振り返り
- ◇学級経営を中心とした児童の活躍の場づくり、居場所づくり、絆づくり
- ◇道徳の時間を中心とした全教育活動における指導
- ◇児童理解による教育活動の精選、めあての確立
- ◇社会体験や体験活動の推進と充実
- ◇授業の公開と相互の参観等、多くの目でいろいろな学級を観る機会を増やす
- ◇異学年、異世代との交流の推進
- ◇幼小中連携の推進

3. 児童に培う力とその育成に向けた具体的な取り組み

- ◇自尊感情と自己有用感
- ◇規律を守った学校生活
- ◇美しいものを美しいと言える素直な心
- ◇豊かな感性
- ◇他者との違いを正しく認識できる力
- ◇他者の良い所を理解し、認め合える力
- ◇他者の気持ちを共感的に理解する力
- ◇未知なるものにチャレンジする力
- ◇失敗しても粘り強く取り組む力
- ◇試行錯誤をくり返すことができる力
- ◇他者とのコミュニケーションを図る力
- ◇規範意識、正しいことが分かる判断力
- ◇ストレスに適切に対処できる力

【具体的な取り組み】

- ・一人一人の活躍の場の設定（学級経営の充実）
- ・身につけたい力を明確にした「わかる授業」の実践
- ・学習や行動を振り返る時間の設定
- ・地域に根ざした価値ある豊かな体験活動の設定
- ・読書活動の推進
- ・児童一人一人に対する理解の推進
- ・学習中の交流の場の設定
- ・児童に対する適切なめあての設定
- ・児童の成果への即時かつ具体的評価（コメントや言葉かけなど）
- ・児童の個性を認め合う場の設定
- ・ソーシャルスキルの育成
- ・成長に応じためざす子ども像の周知と規範意識、判断力等の育成

4. いじめ防止及び早期発見、対応に向けた組織と具体的な取り組み

いじめ防止等に関する処置を実効的に行う為、下記の関係者からなる「いじめ防止対策委員会」「いじめ防止緊急対策委員会」を置く。

宜野湾市立宜野湾小学校「いじめ防止対策委員会」

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・各学年代表

【具体的な取り組み】

- ・本校のいじめ防止基本方針の策定
- ・いじめ防止基本方針の修正
- ・いじめに係る情報収集
- ・緊急対応会議に向けた報告の準備
- ・いじめ防止基本方針に沿った実践と検証
- ・校内研修の企画・運営
- ・いじめ発生時における全職員への情報提供
- ・緊急対応会議への引継ぎ

宜野湾市立宜野湾小学校「いじめ防止緊急対策委員会」

○校内職員： 校長・教頭・教務主任・養護教諭・特支コーディネーター・各学年主任
生徒指導主任・教育相談担当・加害及び被害児童担任・SSW
PTA 会長・副会長・学校評議員

○校外関係者：市教委生徒指導担当主事・青サポ所長・市 SC・民生児童委員・児童家庭課
コザ児相・学識経験者（退職校長等）
中学校区生徒指導連絡協議会の構成員 ←主に情報提供等

【具体的な取り組み】

- ・いじめに係る情報収集
- ・いじめ解決に向けた役割分担
- ・市いじめ問題専門委員会に向けた報告の準備
- ・市いじめ問題専門委員会への引継ぎ
- ・いじめ発生に係る全職員への情報提供
- ・当該児童生徒や保護者への対応

※当該組織は、学校が組織的にいじめ防止の問題に取り組むにあたって、中核となる役割を担い、いじめ防止に係る具体的な取組を行う。

5. 児童の主体的な取り組み

- ◇児童会を中心とした行事を設定したり、朝の活動、委員会活動を充実させたりする。
- ◇高学年を中心に、道徳の時間や特別活動を活用して、いじめ防止活動を計画し積極的に参加する。

6. 家庭や地域との連携

- ◇学校だより、学級だより、ホームページ等で、いじめ防止基本方針の周知を行う。
- ◇適時又は随時、学年・学級懇談会での話し合いを行う。
- ◇授業参観で、道徳の授業を公開し、いじめ防止への意識を高める。
- ◇交通安全ボランティアや外部組織、関係機関との連絡・報告を密に行う。

IV 早期発見の在り方と取組 ～起こる前の手立てを最優先～

1. 早期発見に向けた取組

- ◇いじめ早期発見といじめ防止に係る基本姿勢の共有
 - ・防止策と対応に係る考え方と具体的対応策の理解
 - ・いじめ及びいじめ対応に対する意識の共有
- ◇いじめと悩みに係るアンケートの実施とその対応
- ◇ふり返り、良いところ探し等の活用
 - ・授業中の様子や良いところ探しを活用した子ども達の思いと願いの把握
 - ・朝の会と帰りの会の充実
- ◇普段の子どもの見取りと情報交換
 - ・日々の授業の充実
 - ・自己有用感と自尊感情の醸成

【学校におけるいじめのサイン例】

- ・急な体調不良
- ・遅刻や早退の増加
- ・授業開始前の机、イス、学用品等の乱雑さ
- ・学用品、教科書、体育着等の紛失
- ・学用品の破損、落書き
- ・授業への遅参
- ・保健室への来室の増加
- ・日頃交流のない児童との行動
- ・発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発
- ・多数児童からの執拗な質問
- ・凶工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ
- ・業間や休み時間の単独行動
- ・特定児童の発言へのどよめきや目配せ
- ・突然のあだ名
- ・特定児童からの逃避
- ・特定児童の持ち物からの逃避 等

2. 早期発見に係る組織

- ◇職員間の情報交換
 - ・こまめな不断の情報交換
 - ・特に学年間の情報交換を重視
 - ・月1回の生徒指導部会の実施
 - ・保健室や教育相談員からの情報提供とその共有
 - ・児童からの情報の活用
- ◇教育相談体制
 - ・心配される児童への定期的な相談の実施
 - ・教育相談員による相談体制の確立と教頭をはじめとする担当への報告、連絡、相談の徹底
 - ・スクールカウンセラーによる面談の実施。
- ◇特別支援教育コーディネーター
 - ・児童の実態把握と適切な支援への助言
 - ・支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり
- ◇保護者からの訴えに係る窓口の一本化
 - ・教頭、教務を窓口として、いじめの通報や情報に対応
 - ・全教職員への報告と周知

3. 家庭や地域との連携

- ◇家庭との連携
 - ・学校だよりや学年だより、学級だよりによる子ども達の活動広報
 - ・いじめ等に係る学校の考え方の周知（PTA 総会、学級懇談会、ホームページ等）

【家庭でのいじめのサイン】

- ・登校しぶり ・転校の希望 ・外出の回避 ・感情の起伏の顕著化 ・隠し事の発覚
- ・教師や友達への批判増加 ・家庭でのお金の紛失 ・荒くなる金遣い
- ・衣服の不必要な汚れ ・長電話や過度に丁寧な対応 ・保護者来校の拒絶
- ・体への傷やいたずらの痕跡 ・過度なネットへの対応 等

- ◇地域との連携
 - ・学校だよりによる教育活動の広報と周知
 - ・登下校時の立哨等を通じた児童の実態の情報交換

【地域で観られるいじめのサイン】

- ・登下校中に特定の児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- ・一人だけ離れて登下校している。 ・故意に遅れて登校している。
- ・地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている。
- ・公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったりこづいたりしている。
- ・コンビニや地域の商店などで、物品や飲食料をおごらされている。 等

V いじめに対する具体的な措置 ～早期かつ即対応・組織的対応～

【独自の判断は禁物！！ 素早く対応】

- ×「様子を観よう」「悪ふざけだろう」「単なるけんかだろう」・・・の考えは捨てる。
- 「いじめは絶対に許さない」との認識に立つ。
- 「早期かつ即対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- 「いじめられている子どもの側に立つ」事を大前提にして判断する。
- 「小さい芽を小さいうちに摘む」事を重視する。

1. 素早い事実確認

- ◇速やかな報告の徹底
 - ・担任、現状目撃者等の情報発見者→担任、学年主任等→教頭・教務→校長のルートで、情報や状況およびどのように対応するか直ちに報告する。
 - ・必要に応じて情報発見者を中心に直ちに「いじめ発見報告書」を作成し、教頭へ提出する。
 - ・いじめ防止対策委員会を招集し、報告書の内容を周知する。
- <報告書の内容>
 - 日時 ○場所 ○被害児童 ○加害児童 ○内容・状況 ○情報発見者

◇いじめ防止緊急対策委員会

<p>【いじめ防止緊急対策委員会】</p> <p>(1) 構成人員 ○校長 ○教頭 ○教務 ○生徒指導主任 ○担任 ○学年主任と学年教員 ○養護教諭 ○特支コーディネーター ○教育相談担当 ○教育相談員 等</p> <p>(2) 資料 ○いじめ発見報告書 ○加害・被害児童の家庭調査票</p> <p>(3) 会議内容</p> <p>①事実確認のための必要事項 ・いじめの状況（日時・場所・人数・状況 等） ・いじめの動機や背景 ・時系列での事実の確認 ・被害児童と加害児童の家庭環境や日頃の言動や性格、その特徴 ・本件について、家庭が知っている事 ・教職員や周辺児童が知っている事 ・これまでの問題行動 等</p> <p>②事実確認の計画 ・事実確認のための役割分担 ・被害児童への聞き取り ・周辺児童への聞き取り ・加害児童への聞き取り ・当該児童保護者への連絡</p>
--

◇事実確認の実施

<p>(1) 被害児童への聞き取り ①教職員は、被害者の視点に立ち「味方」となって支える立場で接する。 ②いじめられている事を語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、 性急にならずに気持ちに寄り添って話を聴く。</p> <p>(2) 加害児童への聞き取り ①いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。 ②いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合も、威圧的にならず受容的に聴く。 ③「いじめは絶対に許されない行為」として、けんか両成敗的な指導はしない。</p> <p>(3) 周辺児童への聞き取り ①事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。 ②内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。 ③事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。</p> <p>(4) 被害児童保護者、加害児童保護者に対して ①保護者とは直接会って面談を行う。 ②保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な対応を説明する。 ③保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明していく。</p>
--

※校長→教頭・教務→全職員のルートで確認事実を周知する。

2. 組織的対応について

<p>【いじめ防止緊急対策委員会】 具体的な指導方針や指導体制、対応策の決定と実践 指導方針及び指導体制の決定</p> <p>(1) 第1回いじめ防止緊急対策委員会メンバーで具体的な指導方針と対応策を決定 ・被害児童 加害児童 周辺児童 両保護者への指導方針と具体的対策を決定し、 担当を明らかにする。</p> <p>(2) 実際の対応 → 【対応記録表に記録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害児童への対応班 →学年 担任 養護教諭 教育相談担当 ・加害児童への対応班 →学年 担任 生徒指導主任 ・周辺児童への対応班 →学年 担任 教頭 校長 ・該当児童保護者への対応班 →学年 担任 教頭 校長 	<p>【全教員で分担する】</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>全部の班で、いじめ解消を確認するまで対応を継続する。</u></p>
---	--

<p><被害児童対応班></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇つらさや苦しさに共感的理解を示す。また、いじめ防止への強い姿勢を伝える。 ◇具体的な解決策や加害児童の指導対応などを知らせ、不安や心配を除く。 ◇いじめ解決まで、学校全体で擁護することを伝える。また、今後の支援を約束する。 ◇保護者や加害児童に対する働きかけについて、意思を尊重して進める。

<加害児童対応班>

- ◇行った行為やいじめの意図等について、中立の立場で冷静に確認する。
- ◇グループへの対応の場合は、個別指導と並行して、共通理解を持って聞き取りをする。
- ◇いじめ根絶に向けた心の涵養を図り、再発する事が無いような心を育てる。
- ◇きちんとした謝罪とその方法、今後の決意を明らかにさせる。
- ◇長所を意識させ、それを生かす生活の在り方や考え方について確認する。

<周辺児童対応班>

- ◇いじめの被害者の気持ちを考えさせる。いじめの卑劣さを理解させる。
- ◇はやしたてる行為、見て見ぬふりをする事もいじめである事を再度認識させる。
- ◇いじめを発見した場合の具体的な通報の仕方について、再度確認する。
- ◇いじめを止める、知らせる行為が、いかに正義に基づいた勇気ある行為であるかについて指導する。

<被害児童保護者対応班>

- ◇確認した事実関係を正確に伝える。必要な場合は、学校としての謝罪を行う。
- ◇再発防止策、支援方法、今後の対応について、具体的に説明し不安を除く。
- ◇学校と家庭の今後の対応について、共通理解を持つ。

<加害児童保護者対応班>

- ◇確認した事実関係を正確に伝える。
- ◇今後の学校としての対応について説明し、共通理解を図る。
- ◇謝罪について相談の上、確認する。

※すべて、時系列で記録を取る。また、複数で対応することを原則とする。
※完全ないじめ解消を、全ての班、全教職員で確認する。

3. ネットいじめへの対応について

- ◇ネット上に、本校及び本校の児童に係る不適切な書き込み等（名誉棄損、プライバシー侵害、誹謗中傷等）を発見した場合は、直ちに削除する処置をとる。その際には、法務局等の協力を求める。児童の生命や財産等に、重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに宜野湾警察署に通報し、適切な支援を求める。さらに、市教育委員会に報告すると共に、近隣小中学校にも連絡を入れる。
- ◇情報セキュリティポリシーに係る学習会を、児童と保護者に実施し、情報モラル教育を進める。

VI 重大事態への対処

重大事態の定義

- ◇ いじめにより本校児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - 児童生徒が自殺を図った場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ◇ いじめにより本校児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識
- ◇ その他の場合
 - 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合

- ※ 学校は、いじめ防止対策基本法第 28 条に則り、次に掲げる **重大事態** に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、宜野湾市教育委員会又は、学校いじめ防止緊急対策委員会で活用するいじめに特化したアンケートの使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- ※ 学校は、前項の規定（重大事態）による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

1. 調査組織の設置と調査の実施

- ◇いじめ防止緊急対策委員会のメンバーを母体に、教育委員会、教育事務所のいじめ解決支援チームの支援と協力を仰ぐ。
- ◇具体的な調査組織の構成員については、教育委員会の指示を仰ぐ。
(弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家、カウンセラー等)

2. 校内の連携と報告体制について

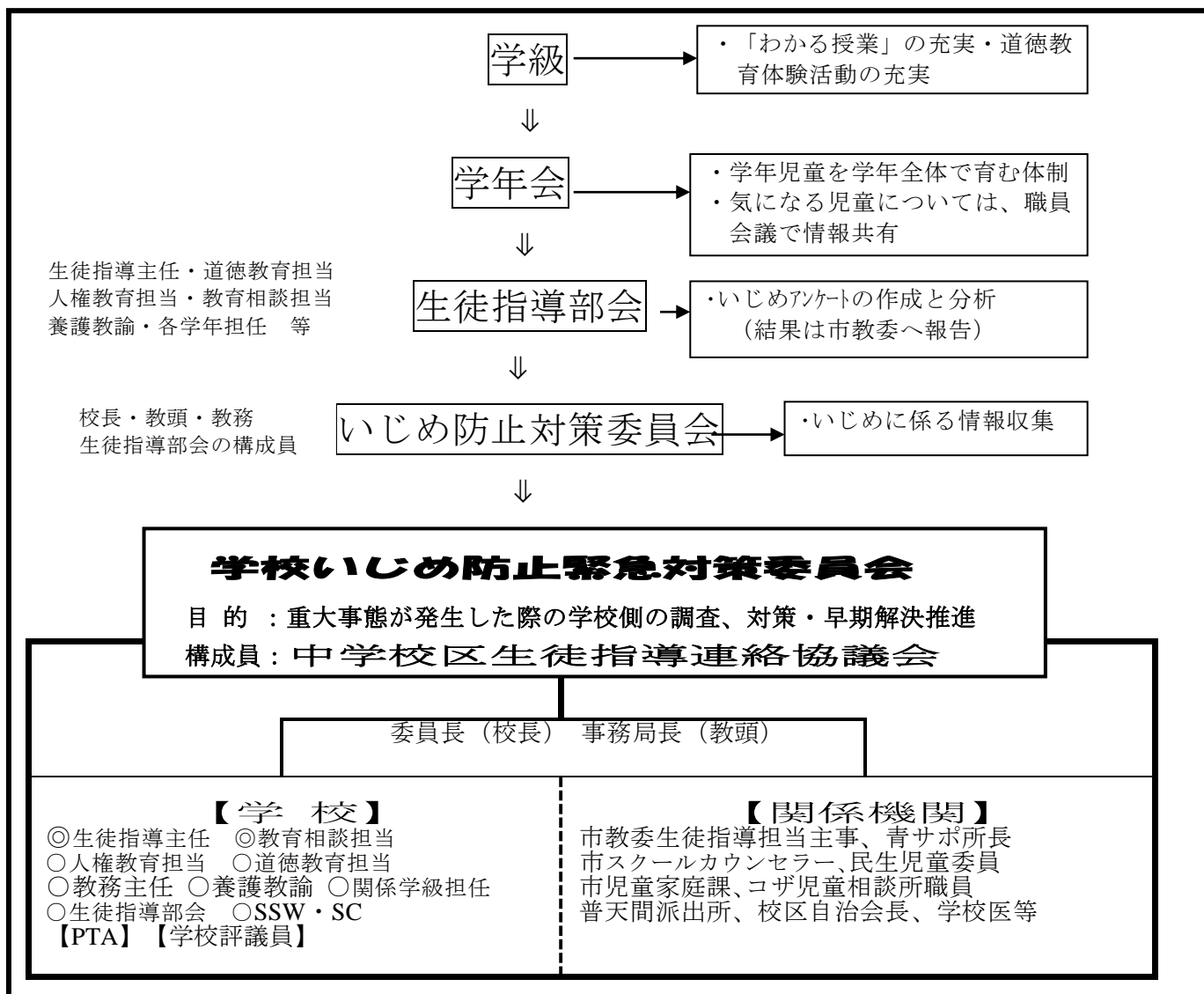
- ◇校内における連絡・報告体制は、いじめ防止緊急対策委員会の報告体制及び、本校危機管理マニュアルの緊急連絡体制に基づいて行う。

3. 重大事態の報告

- ◇重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、直ちに宜野湾市教育委員会に報告する。
(宜野湾市教育委員会→宜野湾市長)

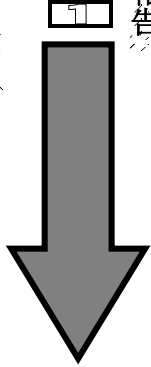
4. 外部機関との連携

- ◇宜野湾市教育委員会の指示のもとに、宜野湾市警察署、児童相談所、宜野湾教育委員会のいじめ問題専門委員会と連携を図る。
- ◇宜野湾市教育委員会の指示のもと、事実関係の調査や事後対応、発生の防止等について具体的な対応を行う。



重大事態発生の報告

調査結果の報告



市いじめ問題対策連絡協議会 (HSN会議)

根拠 (いじめ防止対策推進法 14条第1項)

1. 目的
いじめ防止等について協議し、いじめ防止等に取り組む関係機関及び団体の連携を図る。(年2回定例開催予定)
2. 組織形態
既存のはごろもサポートネットワーク (HSN) 会議にあわせて連絡協議会を開催する。
3. 協議会構成 (14人)
 - (1) 教育委員会事務局・①指導部長 ②指導次長 ③指導課長
④青少年センター所長 ⑤はごろも学習センター所長
 - (2) 市立小中学校 ⑥校務研究会会長 ⑦校務研究会副会長
⑧小学校生徒指導主任代表 ⑨中学校生徒指導主任代表
 - (3) 関係機関 ⑩市児童家庭課 ⑪沖縄県コザ児童相談所
⑫宜野湾警察署少年課 ⑬主任児童委員 ⑭中部南保護司会

市いじめ問題専門委員会 (教育委員会)

(いじめ防止対策推進法 14条第3項)

調査組織

1. 目的
いじめの防止等に関する施策、取組について調査・審議し、検証する。
(法第28条1項に規定する重大事態の調査)
2. 組織形態：教育委員会の附属機関
3. 専門委員 (5人)
 - (1) 臨床心理士 (2) 学識経験者
 - (3) 医師 (4) 弁護士
 - (5) その他教育委員会が必要と認める者
4. 会の運営
 - (1) 上記専門委員の中から委員長を互選し、会を進行する。
 - (2) 開催時期
 - ① 定例会 (年2回)
 - ② 緊急会・・・重大事態発生

2



調査結果の報告

市いじめ問題調査委員会 (総務部)

(いじめ防止対策推進法 30条第2項)

再調査組織

1. 目的
法第28条第1項の規定による調査の結果を受け、必要があれば再調査を行う。
2. 組織形態：市長の附属機関
3. 調査委員会の候補 (5人以内)
 - (1) 臨床心理士 (2) 学識経験者
 - (3) 医師 (4) 弁護士
 - (5) その他市長が必要と認める者
4. 会の運営
 - (1) 上記専門委員の中から委員長を互選し、会を進行する。
 - (2) 開催時期
 - ① 緊急会
重大事態発生時、教育委員会附属の専門委員会の調査に疑義があれば招集

3



市議会

学校で重大事態が発生した場合

1. 市長は、法第28条に定める「重大事態」発生の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市いじめ問題専門委員会 (市長部局の附属機関) を設けて調査を行う等の方法により、宜野湾市教育委員会又は学校による調査の結果について調査を行うことができ、調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。(法第30条)
2. 市長及び宜野湾市教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

Ⅶ 教育相談体制と生徒指導体制について

1. 教育相談の基本的な考え方と活動計画

- ◇児童へのアンケート等による日頃からの情報収集を重視する。
- ◇教育相談員やSSW等の機能を十分に活用し、いじめの事案について相談を行う。
- ◇教育相談員やSSWは、必要な場合には、いじめ防止対策委員会への引継ぎを行うと共に、定期的な情報の報告を行う。（報告窓口：教頭→生徒指導主任へ）
- ◇具体的な計画は、教育計画による。

2. 生徒指導の基本的な考え方と活動計画

- ◇日頃の学習や学校生活の充実を第一に考える。
- ◇とらえられた問題場面や学校課題へは即対応する。また、全職員へ案件を周知する。
- ◇基本方針に基づき、児童に統一した指導を行う。
- ◇問題場面や学校課題が解決された場合は、その終息を全教職員で確認する。
 - ・職員会議、生徒指導部会、臨時の職員集会等を活用
 - ・事案により、校長、教頭、生徒指導主任等から報告
- ◇具体的な計画は、教育計画による。

Ⅷ 校内研修

1. いじめに関する研修の基本的な考え方

- ◇いじめ防止といじめ対応に係る研修機会を、年間計画の中に定期的に位置づける。
- ◇児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に係る研修を大切にする。
- ◇PTAとも連携し、児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関する研修の場を設定する。
- ◇児童一人一人が認め合い、高め合える様な授業実践に係る研修の場を設定する。

2. 具体的な取り組み

- ◇児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関して、講師を招聘して研修会を実施する。
- ◇児童一人一人が認め合い、高め合える様な授業実践につなげるための研修会を実施する。
- ◇いじめの理解、いじめの発見や組織的な対応の在り方、基本方針の周知を目的とした研修会を年度当初に行い、教職員の共通理解を図る。
- ◇研究主任等のミドルリーダーを中心に、いじめ防止に係る研修機会の広報に努める。

Ⅸ 学校評価

1. いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- ◇児童に対しては、自分の学校生活をふり返って学習や学校生活における心の在り様を中心に、アンケート調査を行うようにする。
- ◇保護者に対してもアンケート調査を行い、定期的な評価を位置づけ、広くこまめに情報を得るようにする。
- ◇教職員に対しては、日々の教育実践と児童への向き合い方について聞き、課題となる事項をとらえ、改善に取り組めるようにする。
- ◇学校評価等を通して得た情報のうち、緊急性のある事案については、即対応し改善を図る。

2. 家庭や地域との連携

- ◇学校だより等で学校評価の分析結果やいじめに係る実態を広報すると共に、学年だより、学級だより等で、いじめの防止と対応に係る学校の考え方や方針を伝えるようにする。
- ◇家庭や地域より、いじめの情報があつた場合は、いじめ防止対策委員会を機能させ、事実関係把握と早期解決に向けた対応を行う。

3. PDCAサイクルによるいじめ防止に係る学校体制の推進

- ◇基本方針に基づく評価を定期的に行い、PDCAの見直しを行う。
- ・短期評価→定期的な児童アンケートや情報交換等に基づき、児童の実態や対応体制を確認、改善。
- ・中期評価→児童へのアンケート調査、教職員によるアンケート調査等を実施し、各学期の実態や変容をとらえ、対応や体制等を改善。個人面談や学校評価等で得られた情報を分析して改善。
- ・長期評価→短・中期評価をもとに、次年度のいじめ関連方針等の精査、改善。

X その他

1. ゆとりを持ち、児童と向き合える時間の創出

- ◇教育活動や校務の精選を図り、児童と対話できる時間、児童の指導改善に役立てる時間の創出に努める。
- ◇一部の教職員に校務が偏ったりしないように、分掌の適正化を図る。
- ◇補習指導や研修参加の代替指導等、授業支援のサポート体制の整備を図る。

2. 担任力の向上

- ◇「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」等の向上を念頭に置き日々研鑽に努める。
- ◇めあてと身に付けさせたい力を明確にし、日々の授業と生徒指導に取り組む。

3. スポーツ少年団等との連携

- ◇スポーツ少年団での活動も、児童の健全な成長に大変役立つものとしてとらえ、各スポーツ少年団の指導者や関係保護者との連携や共通理解を図る。
- ◇問題となる事案が発生した場合は、速やかに報告してもらうよう依頼し、迅速に対応する。

4. 自治会や子ども会との連携

- ◇地域の諸行事への積極的な参加を促し、異学年・異世代交流が円滑に行えるよう支援する。